

第34回宍粟市議会定例会会議録（第7号）

---

招集年月日 平成22年3月26日（金曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 議 3月26日 午前9時30分宣告（第7日）

---

議事日程

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 第 117号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計予算                                 |
|       | 第 118号議案 | 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算                         |
|       | 第 119号議案 | 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算                        |
|       | 第 120号議案 | 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算                            |
|       | 第 121号議案 | 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計予算                           |
|       | 第 122号議案 | 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算                        |
|       | 第 123号議案 | 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計予算                           |
|       | 第 124号議案 | 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算                           |
|       | 第 125号議案 | 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計予算                            |
|       | 第 126号議案 | 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算                         |
|       | 第 127号議案 | 平成22年度宍粟市水道事業特別会計予算                             |
|       | 第 128号議案 | 平成22年度宍粟市病院事業特別会計予算                             |
|       | 第 129号議案 | 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計予算                           |
| 日程第 2 | 発議第 9号   | 宍粟市議会会議規則の一部を改正する条例について                         |
| 日程第 3 | 発議第 10号  | 宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 4 | 発議第 11号  | 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書の提出について |
| 日程第 5 | 発議第 12号  | 核兵器廃絶・平和都市宣言に関する決議について                          |
| 日程第 6 | 所管事務等調査  | について  |
- 

本日の会議に付した事件

- |       |          |                         |
|-------|----------|-------------------------|
| 日程第 1 | 第 117号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計予算         |
|       | 第 118号議案 | 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |

	第 119号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 120号議案	平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 121号議案	平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計予算
	第 122号議案	平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 123号議案	平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 124号議案	平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
	第 125号議案	平成22年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 126号議案	平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 127号議案	平成22年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 128号議案	平成22年度宍粟市病院事業特別会計予算
	第 129号議案	平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計予算
日程第 2	発議第 9号	宍粟市議会会議規則の一部を改正する条例について
日程第 3	発議第10号	宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 4	発議第11号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書の提出について
日程第 5	発議第12号	核兵器廃絶・平和都市宣言に関する決議について
日程第 6		所管事務等調査について
追加日程第1	発議第13号	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

応 招 議 員 ( 2 0 名 )

出 席 議 員 ( 2 0 名 )

1 番	岸 本 義 明 議員	2 番	寄 川 靖 宏 議員
3 番	高 山 政 信 議員	4 番	秋 田 裕 三 議員
5 番	西 本 諭 議員	6 番	岡 崎 久 和 議員
7 番	東 豊 俊 議員	8 番	福 嶋 齊 議員
9 番	大 倉 澄 子 議員	10番	實 友 勉 議員
11番	大 上 正 司 議員	12番	木 藤 幹 雄 議員
13番	山 下 由 美 議員	14番	岡 前 治 生 議員
15番	山 根 昇 議員	16番	藤 原 正 憲 議員
17番	伊 藤 一 郎 議員	18番	岩 蔭 昭 美 議員
19番	小 林 健 志 議員	20番	岡 田 初 雄 議員

---

欠 席 議 員            な            し

---

職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	畑 中 正 之 君	書	記 西 山 大 作 君
書	記 志 水 友 則 君	書	記 中 坪 温 子 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 一 郎 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
生活環境部長	大 谷 司 郎 君	健康福祉部長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農業委員会事務局長	上 田 学 君
土 木 部 長	在 賀 孝 介 君	水 道 部 長	中 尾 徹 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総合病院事務部長	大久保 正 孝 君
消防本部消防長	森 蔭 忠 男 君		

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

ご報告申し上げたいと思いますが、岡崎企画部次長より本日の本会議を欠席する旨届けが提出されておりますので、ご報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第117号議案～第129号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第117号議案、平成22年度宍粟市一般会計予算から第129号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの13議案を一括議題といたします。

当該13議案は、3月5日の本会議で予算特別委員会に審査を付託していたものであります。

予算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員長、岡前治生議員。

○予算特別委員長(岡前治生君) それでは、平成22年度予算特別委員会の報告を行います。

去る3月5日に第34回定例会において22年度予算特別委員会が設置され、議長より岸本義明議員、高山政信議員、岡崎久和議員、東豊俊議員、大上正司議員、木藤幹雄議員、山下由美議員、岡前治生議員、伊藤一郎議員、小林健志議員、以上10名が委員の指名を受け、委員長に私、岡前治生、副委員長に伊藤一郎議員を選任いたしました。

付託案件は、第117号議案から第129号の以上13議案であり、3月11日から17日の間に審査を行いました。

審査にあたりましては、平成22年度における市長の施政方針並びに所管部門担当者の出席を求め詳細な説明並びに資料提供等を受け、慎重に行いました。

採決結果を報告いたします。

第117号議案、平成22年度宍粟市一般会計予算は賛成多数で可決であります。

第118号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算は賛成多数で可決であります。

第119号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算は全会一致で可決であります。

第120号議案、平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算は全会一致で可決であります。

第121号議案、平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計予算は全会一致で可決であります。

第122号議案、平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算は賛成多数で可決であります。

第123号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計予算は賛成多数で可決であります。

第124号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算は全会一致で可決であります。

第125号議案、平成22年度宍粟市下水道事業特別会計予算は全会一致で可決であります。

第126号議案、平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算は全会一致で可決であります。

第127号議案、平成22年度宍粟市水道事業特別会計予算は全会一致で可決であります。

第128号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計予算は全会一致で可決であります。

第129号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計予算は全会一致で可決であります。

次に、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、企画部についてでありますけれども、企画部本来の目的は、宍粟市の10年、20年先を目標に、あるべき姿、活性化に向かって企画立案、実行していく部署であり、本来の目的に向かって取り組んでいける組織・機構になっているのかとの意見がございました。

地域力の向上施策については、これまでの「まちづくり支援事業」「21世紀iのまち創造事業」等の活性化事業の検証と、新たな「しそう元気げんき大作戦」「地域活性化等資金融資制度」等の事業が、十分市民に周知・理解され、積極的に取り組めるよう、事業の具体化を早急に行うように意見がありました。

行政評価制度は、現在、ソフト補助金事業を中心に実施されておりますが、評価の目的はあくまで効率化の追求であり、目的通り推進できているのか、また、市民目線の行政推進から外部評価導入の計画の有無についての意見と、新年度予算要求

時にも活用できるシステムが必要との意見がありました。

行政改革における定員適正化計画について、効率的な行財政運営からの人員削減は理解できるが、事務事業が煩雑・増加している状況において、人員削減が計画より先行しており、住民サービスの向上と逆行しないかとの意見に、組織・機構の随時の見直し、職員のスキルアップ等により克服していくとの説明がございました。

防災センターは、新庁舎の建設により距離も遠くなり、その目的・機能と防災機器について目的通りの使用がなされているのか、早急に検討し目的を明確にすることが必要であります。また、防災センター内で業務を行っている「宍粟市社会福祉協議会」と「人権推進課」の位置づけについては、現在、兵庫県山崎庁舎の利活用について協議中であり、購入等できるなら市民局は空きスペースと合わせて、市民参加の目的で一定開放する方向で検討したいとの説明がございました。

また、今回の災害を教訓に、市民に情報をいち早く伝える必要性を認識したところであり、雨量計を新たに5カ所設置し、ホームページと連動させる説明を受けました。

地域公共交通について、今年度において総合的な地域公共交通の確立に向けた連携計画を策定し、実証運行する計画であります。高齢化に向かう中、真に市民の移動手段として活用できるものを期待します。

地域振興基金の果実運用については、平成22年度末で15億円の基金を積み、その果実運用により地域力向上のため、事業を推進する計画であり、合併特例債を95%充当できることは有利であります。目標額の24億3,000万円の基金をなるべく早期に積み、地域活性化推進事業等に活用する説明を受けました。

続きまして、総務部・選挙管理委員会についてであります。

定員と人件費については人を減らせばよいというものではなく、市民サービスの維持と業務の効率化の問題であります。本庁の完成による効率化は無駄を省くという意味から、今後も推進すべきであるという意見がありました。

また、職員の健康維持という観点からも多過ぎる時間外勤務については、それを命令する管理職の責務が大きいという指摘と休暇取得状況に対する懸念の声がありました。

市職員として全体のスキルアップが必要であるが、研修の中でも市民との接遇は最も大切であり、電話対応等徐々によくなっているものの、さらなる努力が必要であります。

財政健全化については、その計画以上の成果が説明されましたが、不慮の災害も

あり、起債の繰上償還や借り換え等も進め、借金依存体質から脱却する意識が不可欠であります。また、国の地方財政対策により地方交付税が3億円余り前年度から増えているとの説明を受けました。

財産管理については、遊休地の積極的処分、旧山崎市民局の早期取り壊し、旧兵庫県山崎庁舎の安価での取得等に意見が集中しましたが、特に山崎市民局跡地利用については早急な協議が必要であります。また、学校施設等を借地していることについては、その背景を考慮しつつも解消の方向へ進むべきであるとの意見がございました。

入札の問題では不落が災害復旧の足どめをしており、早急な対応を求める意見が多く、また最も多く意見が集中した税の滞納問題では、車のタイヤロックやインターネット公売等新しい手段を講じているものの、根本的解決にはつながっておらず、厳格な対応ときめ細かな相談体制の二つの対応が示されたにとどまりました。

続きまして、生活環境部であります。

国民健康保険事業特別会計については、基金の減少が続き保険税の引き上げが懸念される中で、今後の国保会計の健全財政に対する一般会計からの繰り入れの検討に対する質疑がありました。22年度当初予算は暫定的な予算であり、21年度医療費実績の確定後、国民健康保険の税率改定や一般会計からの繰り入れについては検討しますとの説明がありました。

また、厳しい生活状況の方が増える中、滞納者に対する保険証の短期証や資格書についても公平感を保ちつつ、分納などの納税相談を個別に対応するなどにより一層のきめ細やかな対応を求める意見がありました。

新規事業としては、森のゼロエミッションを核とした資源循環型社会の構築を目指し、環境負荷の少ないペレットストーブ・薪ストーブなどの木質バイオマスエネルギー機器の購入及び燃料製造設備の導入に対し、それぞれの機器購入費用の3分の1以内、15万円、並びに製造設備投資費用の2分の1以内、700万円を上限に補助制度を導入いたします。

また、太陽光発電システム・小型水力発電システム設置に対しても、それぞれ28万円、20万円を上限とした補助制度を導入いたします。

最後に、いろいろな事業にかかわる講演会については、マンネリ化の傾向と施策に沿った講師選びを心がけるよう指摘がございました。

次に、健康福祉部であります。

現在、策定中の第2次宍粟市少子化対策推進総合計画に基づき、子育て支援等少

子化対策の充実を図ります。子ども手当の支給、神野小、千種南小学校での学童保育の実施と学童保育の受け入れの拡大について検討を行います。この後期計画については前期計画の事業を検証勘案し、実効のある計画策定を望みます。

生活保護や児童虐待など生活に密着した窓口相談については、関係各機関と連携をとり、市民が安心して暮らすことができ、また子どもが健やかに過ごしていけるよう、今以上に懇切丁寧な窓口対応に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

介護保険事業では、第4次介護保険事業計画に基づき、認知症対応型グループホーム1ユニット9床及びショートステイ20床の基盤整備を行います。施設入所待機者が少しでも解消されることを望みます。

さらに、障がいのある児童の一時預かり事業として障がい児タイムケア事業を学童保育の中で実施します。特別支援学校、特別支援学級に在籍の児童を放課後や長期休暇中預かり、介護者の介護負担軽減とともに、介護者の就労を促進し、住み慣れた地域での生活を支援します。

外出支援サービスについては、新規参入事業者の試行運転を予定しておりますが、対象者、利用機関、日時の拡大を求める意見がありました。

さつき園の今後の方向性についての質疑では、障害者自立支援法に基づく新体系移行が必要となる中で、建物の老朽化や就労支援等の設備が不十分など課題も多く、民間移行も視野に入れて保護者を含め方向性を検討していきますとの説明がございました。

深刻化する医師不足の問題では、「地域医療をサポートする会」が発足し、会員募集もされ、4月から活動開始予定であります。市としてもサポートする会が動きやすいような体制づくりに努めていきたいとの説明があり、市、医師会をはじめ関係機関と連携しながら、一般市民も巻き込んだ地域医療体制の維持に期待します。

次に、産業部・農業委員会についてであります。

新しく始まる戸別補償制度について、農家は不安であるとの意見に、水田利活用自給力向上事業で激変緩和措置により、水田農業推進協議会で単価設定をしており、基準年度の平成20年度並みに単価設定ができるとの説明がありました。集落営農については、高齢化、機械の高騰等で耕作放棄田が増えていくことが危惧されております。地域で田畑を守っていけるようないろいろな事業を組み合わせることで集落営農を引き続き推進するとの説明がありました。

県産木材供給センターについては、供給体制の確立と需要の拡大を目指していま



す。一方、市内の木材企業の山崎木材市場、木材流通加工センターとの役割分担も協議していきます。さらに、宍粟材のブランド化に向けて、森の見学ツアーやしそうCANを通じて木の良さをPRしていくとの説明がありました。

商工業については、業種転換等の新しい挑戦をされる方には、起業家支援条例や産業立地促進条例等で支援を行います。市の特産物開発研究に対して米・自然薯・黒大豆等を活用して、農工商連携で取り組みますとの説明がありました。

観光協会の事務局を商工会に委託して、行政と商工会が連携して観光振興の推進を図るよう提案がありました。また、姫路鳥取線の開通で入り込み客の減少が予測されることを踏まえて、宍粟市だけでなく広域で連携して取り組むとの説明がありました。

続いて、土木部であります。

区画整備事業の進捗状況について、中井・段工区で88%の同意を得ているが、反対の意見もあり着手できない状況であります。しかし、整備は進めていくとの説明がありました。

市営住宅については、木谷団地4戸について建て替え計画をしています。市営住宅の使用料の滞納について、不況による影響もありますが、各市民局で直接訪問を重ね、分納誓約書を取るなど収納の向上に努めていると説明がありました。

道路改良事業については、庄能上牧谷線バイパス事業は21年度に用地の確保ができたので、国道29号から市道鹿沢三津線までの120メートルについて構造物の設置工事が行われます。

今宿・中広瀬地区のかわまちづくり事業について、22年度詳細設計の予算が上がっています。総事業費は3億円と見込んでいますが、国の河川改修事業とすり合わせ等を行っていくとの説明がございました。

次に、市内には570の橋がありますが、22年度から橋梁長寿命化修繕計画策定事業に着手し、橋長15メートル以上の橋を対象に調査を行い、修繕計画を立てる予定であるとの説明がありました。

急傾斜地崩壊対策事業については、各自治会から20カ所の急傾斜地の対策要望があります。22年度は継続事業も含めて4カ所で県が事業主体となって行われるとの説明がありました。

国道及び県道に関する道路改良促進協議会等で要望活動はしておりますが、改良の進捗は進まない状況であるとの意見がありました。県では緊急性の高いものから見直しを行い、平成20年12月に10年間の社会基盤整備プログラムを策定され

ており、要望していた路線が外されているところもあります。市としては継続して予算の確保を要望していくとの説明がございました。

次に、水道部であります。

簡易水道事業については、合併協議会で5年を目途に水道料金を調整するとなっていました。が、昨年の台風9号の災害で6カ月遅れているとの報告がありました。

千種簡易水道事業は平成21年6月29日にすべて供用開始しましたが、まだまだ接続率は低い状況であるとの意見があり、千種市民局と自治会の推進員が一緒になって、戸別訪問等を重ねるなど向上に努めているとの説明がありました。

上水道事業について、水道料金は県下でも高いのではないかとの意見に、安心・安全で安定した水を供給するためには多額の経費がかかるとの説明がありました。今後、簡易水道料金との統一を平成25年を目途に行っていくとの考えであります。

下水道関係では、都市計画区域での下水道整備が完了したところから、接続率の向上に努めるとの説明がございました。また、起債の元利償還については、平成22年度がピークになるとの説明であります。

一宮市民局管内のそうめん工場の汚泥処理について、昨年10月より下水道に投入して実証実験を行っていましたが、ろ過方式による処理は基準値を超えたため不可能であるとの報告がありました。現在、山崎方式の沈殿槽による方法でそうめん組合と協議しているとの説明がございました。今後は、市内統一の方法で考えていただきたいと指摘がありました。

会計課についてであります

今のところ資金面では順調であり、ペイオフ問題も適切に対応していると認められました。

議会事務局、監査事務局、公平委員事務局についてであります。

監査委員報酬に意見がありましたが、これは今後の課題となりました。

続いて、教育委員会についてであります。

宍粟市生涯学習推進協議会について、旧町単位の協議会に活動予算が支出されておりますが、活動内容に開きがあります。それぞれの地域で特色のある学習活動を否定するものではありませんが、各地域の優れた活動を持ち寄り、なるべく早く宍粟市の協議会として統一した活動を立ち上げる必要があるとの指摘がございました。

また、生涯学習の理念の統一が必要であると考えます。

A L T（外国青年招致事業）の効果は、異文化と触れ、国際性が養われ、A L Tとの垣根がなくなり、英会話の技術向上が見られます。また、自然学校推進事業は、

保護者も賛同しており、小学3年生と5年生が合同活動として各学校の環境に応じて柔軟に取り組んでおり、必要な事業との説明を受けました。

小椋・松本・波賀奨学金、保育料、給食費の滞納について、要保護・準要保護等、個々の事情はありますが、解消に向けて努力しているとの説明がございました。

統一学力テストが実施されておりますが、目的は①基本的な実態を把握、個人的なものではありません。②実態の共有、教員・保護者等を含めて同じ目線に立つこと。③可視化すること。以上の3項目の目的と、学校のランク付にならないように取り扱いに十分注意するとの説明がございました。

小学校の屋内運動場等の改築が計画されておりますが、学校統廃合の課題と整合性について、中学校は向こう10年間統廃合の計画がないために改築を進め、また、小学校については平成23年度までの計画を実施しており、今後の推進については検討課題であるとの説明を受けました。

平成22年度の機構改革について、幼保一元化等の課題に対応して、健康福祉部所管の保育所と子育て関連事業を教育委員会へ移管させ、こども未来課において0歳児から5歳児までの子どもを集中的に検討する旨説明がありました。

続いて、消防本部であります。

予算計上には特筆すべきものはなく、署員の定足数に協議は集中しましたが、緊急出動時の乗込員、救急救命士の養成等に人員不足が影を落としていることが見てとれました。また、病院への搬入遅延は医師不足などが根本的な要因であることの説明を受けました。

また、北海道でのグループホーム火災による惨事を教訓として、早速、宍粟市内の施設は点検されており、その適格さには見るべきところがあると思われました。全般的な介護施設も含め、安全確保の指導や指摘は適切に行われていることが報告されました。

最後に、総合病院についてであります。

総合病院は地域住民に公平・公正・安全・安心の医療を提供し、健康の維持・増進を目的とし、第2次中期経営計画（平成20年度～22年度）を基本として取り組んでおりますが、医師確保が非常に困難な状況など経営環境としては依然として厳しい状況が続いており、その対応への尽力は一定評価いたします。

「公立病院改革プラン」により、平成25年度まで経営改善に取り組んでおり、特に、宍粟市を中心とするエリアの地域基幹病院を目指しています。手術と入院治療を病院業務の中核とできるよう常勤医師の確保を目指して取り組む意向を確認し

ております。また、地域連携の強化への取り組みとして、姫路の医療機関への紹介依頼を行い、回復期の患者を受け入れる体制を整え、平成22年度にはへき地拠点病院の指定を受けるべく準備を進めております。

その他、主な取り組みとしては、増収対策として、7対1看護基準の継続。DPC（包括評価制度）の適用。PACS（医療用画像保管・電送システム）による電子化加算。経費削減・抑制対策としてPACS導入による消耗品削減。高利息起債の借り換え。技能労務職退職不補充。以上について積極的に取り組んでいる状況との説明を受けました。

未収金問題については、過年度分として1,845万円あり、改革プランの推進と合わせて徴収へ努力を期待します。

患者へのサービス提供と安定経営の基本は、目標どおりの医師確保であり、今後、国に対する要望とあわせて、病院と行政が一体となって確保に万全の努力を期す必要があります。

以上で報告を終わります。

○議長（岡田初雄君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は分割して行います。

まず、第117号議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第118号議案から第123号議案までの6議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第124号議案から第129号議案までの6議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第117号議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党宍粟市議員団を代表して、第117号議案、2010年度宍粟市一般会計予算に対する反対討論を行います。

2010年度予算では、学童保育の実施箇所の拡大と障がい児の受け入れ、子どもの医療費無料化という点では、不十分ではありますが、中学生を対象にした入院にかかる医療費の一部助成など評価する施策が予算に盛り込まれていることは評価いたします。しかし、以下のことについては問題があり、指摘して反対討論といたします。

まず、企画部についてであります。

消防団のポンプ等整備補助制度の統一に当たっては、一番手厚い旧町をモデルとして自治会負担が新たに生じない制度とすること。防災センターの本来の目的を検証し、現状の見直しを行うこと。また、電気代に年間600万円、1カ月50万円は高過ぎると思われ、冷暖房の個別方式、契約のあり方も含めて再検討すること。

次に、総務部についてであります。

今年度は地方交付税も同額になり、その分財政調整基金の繰入金も大幅に減っております。今の経済状況の中、住民の生活は大変苦しくなっており、国民健康保険会計へのルール分以外の一般会計への繰り入れなど、市民生活を直接応援する公費の使い方にすること。

滞納への取り組みに当たっては悪質な滞納者と生活苦による滞納者を明確に区分して差し押さえなどの最終的な手段は悪質滞納者のみに限定し、生活苦による滞納については税の減免も含めて滞納が増えないよう適切な対処をすること。

3点目に、生活環境部についてであります。

人権相談室は新たな事業の中で取り組まれますが、同和問題に関する相談件数は大変少なくなっております。相談事業はさまざまな機関でも取り組まれており、その必要性を再検討すべきであること。生業資金、住宅貸付資金等の償還金の焦げつきは借入者の生活実態を十分に把握して、必要に応じては法的措置も検討すること。

4 点目に、健康福祉部についてであります。

児童虐待は宍粟市でも起きており、早期把握のための市民への情報提供義務の周知や方法をあらゆる機会に広報すること。社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、県の補助金の減額を受けて現在支部ごとに設置されております人員を削減する計画があると聞いております。少子高齢化が進む中で、これからますますボランティアの育成と活動が必要になってまいります。ボランティアコーディネーターの停滞は行政経費の増加にもつながりかねない事態であり、市単独でもコーディネーターの4支部設置体制は堅持すべきであること。

さつき園は民間委託の方向ではなく、従来どおり直営方針で早期に建て替えるべきであります。外出支援サービスは、必要とする人が必要とするとき利用できるように近づけるために必要な補助金を支出すること。

5 点目に、産業部についてであります。

耕作放棄田の復田に力を入れることは推進すべきであります。農業が農家にとって潤うべきものにならなければ、復田は公費を入れたら可能であるとしても、また、いずれは放棄田となる可能性が高く、農家の声をよく聞いて国の施策頼みではなく、市独自の農業振興策を講じること。農免農道のトンネル工事は凍結し、土木部で出ている県道の早期改修の要望箇所には予算を振り向けられるよう、県と部局を越えた交渉をすること。市の農産物の特産品開発研究とともに現状定着している特産品の価格保証を行い、販路の開拓とともに振興策を講じること。

県産木材供給センターについては、主体は企業であり、その努力は当然であります。多額の公費を投入しており、事業の失敗は許されません。官民一体となって木材の供給から販路まで確実な調査研究をすること。

山崎特産センターは土地借上料は毎年480万円もかかり、指定管理はされておりますが、この借地料も入れると黒字化は可能なのか疑問であります。宍粟全体で山崎道の駅の必要性を検討すべき時期ではないかと思われまます。

伊沢の里に指定管理料400万円、借地料127万円が計上されております。北部に比べて立地条件のいいこの施設に必要な予算か疑問であります。さらなる企業努力をして、このような公費投入のない経営にすべきではないでしょうか。

6 点目に、土木部についてであります。

庄能上牧谷バイパスの歩道の幅員は見直し、事業費を縮減すること。区画整理事業はいつまでも引き延ばすのではなく終結すること。かわまちづくり事業は市の財政状況を踏まえ、必要最小限の整備にとどめること。台風9号災害で起きた補助対

象とならない宅地被害や旅館被害などについても、市独自に必要な措置を講じること。

7点目に、教育委員会についてであります。

山崎西中学校のグラウンドの借地状態は異常であるということ認識し、市有地となるよう努力すること。就学援助制度は今の経済状況を踏まえ、保護者の負担軽減が図られるよう支給項目を増やすとともに家計の支給基準を緩和すること。

波賀学校給食センターは廃止しないこと。

幼保一元化、小学校統廃合は地域住民の合意を絶対条件とすること。

最後に、消防本部についてであります。

慢性的な職員不足が続いており、職員の増員を図ること。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 一般会計予算に賛成の討論を行います。

政府は、地方自治法を抜本改正して市長が議員を在職のまま副市長や各部のトップに起用し、議員を政策決定や執行に参加させ、地域主権を実現するための基盤整備をしようとしております。これが実現すれば、議会の考え方を予算に反映することができます。しかし、今までの予算審議は細部に不満があっても予算の執行を重んじて賛成してきました。市長に求めるのは真摯に議員の意見を集約して、予算に反映を求めます。

予算委員会の意見を少しお聞きください。宍粟市が今一番なさねばならないことは、若者のための職場づくりです。どうか企画部、産業部の職員の皆さん、市のトップセールスマンとなって企業誘致、地場産業の育成に全力を傾けてください。

市長に求めるのは、市長の人脈を生かしてテクノから山崎への県道のトンネル開通を知事に直訴してください。若者の職場を広げるために何とぞお願い申し上げます。

市長の行政運営の基本は生活者重視ではないかと思えます。国民健康保険は料金が高く、市民の負担には限界が来ております。また、水道料金の宍粟市統一についても国の補助政策の違いにより、簡易水道と上水道に大きな格差が生じております。これらの問題については一般会計からの補助で補てんするしかありません。市長の英断を求めて賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) これで討論を終わります。

続いて、第117号議案の採決を行います。

第117号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第117号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第117号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第118号議案について討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番、山根昇議員。

○15番(山根昇君) それでは、日本共産党宍粟市議団を代表して提案されております第118号議案、2010年度宍粟市国民健康保険特別会計予算に反対する立場から討論を行います。

新年度予算は暫定予算扱いであり、医療費が確定するのを待って6月議会に税率改正も含めて本予算が提案されることになっております。補正予算の提案に当たっては、一般会計からのルール分以外の繰り入れを思い切って行い、国保税率の現状維持ではなく、引き下げを行うことが大切ではないかということを提案いたします。

今でも高過ぎる保険料のため、滞納がふえているのが実情であります。また、滞納による国保の短期証の交付世帯において、期限が切れている世帯を把握していない担当課の姿勢は国民皆保険の制度の趣旨から見ても問題があり、早急に実態把握を行うとともに、事実上の無保険状態を速やかに解消することを強く求めるものであります。

また、資格証明書は国保加入者から医療を取り上げるものであることを認識し、資格書の発行を中止することを求めます。

医療費の削減は一朝一夕にできることではありませんが、早期発見、早期治療こそが医療費を減らす確実な方策であります。国保加入者の健康状況を一人一人把握する努力を行い、健康相談、健康教室、早期受診指導を徹底し、医療費の提言につながるよう人的配置も含めて取り組みを強めることを求めて討論といたします。



以上であります。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 第118号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算に対する賛成討論を行います。

先ほども話がありましたように、この国民皆保険制度、この日本の素晴らしい制度であります。大変どの事業も財政難で厳しい状態になっています。特に健康保険事業に対しては政府管掌の組合健保、また共済保険等の各種保険制度があり、今言いましたように、どの健康保険組合とも大変な財政状況であります。私が所属しておりました組合健保の方も組合員の保険料は大変上昇している状況でもあります。そういう中で国民健康保険のみに一般会計より繰り入れすることは公平、公正の立場からも、また時期も尚早ではないかと。

よって、第118号議案、国民健康保険事業特別会計の予算に対して賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第118号議案の採決を行います。

第118号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第118号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第118号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第119号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第119号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第119号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第120号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第120号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第120号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第121号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第121号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君）　ご異議なしと認めます。

第121号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第122号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、初めに原案に反対者の発言を許します。

15番、山根　昇議員。

○15番（山根　昇君）　日本共産党宍粟議員団を代表して、第122号議案、平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという世界でも例のない差別医療制度であります。

自民党、公明党の旧政権で創設されましたが、国民の強い怒りの中で、今年の政権交代の一因にもなりました。しかし、民主党の新政権は悪法を温存する先送りする方針を打ち出しております。少なくとも直ちに老人保健事業医療制度、元の制度に戻すよう、国に求めるべきであります。

また、本年4月より保険料の料金の改正が全国的に行われております。調べてみますと、兵庫県は4月からの保険料の引き上げ、しかし全国的に引き上げを行わない府県もあります。そうした点で兵庫県の広域連合に対して財政安定化基金などを活用して、保険料の引き上げの中止を求めるべきであります。

以上、指摘して反対討論といたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君）　ただいまは15番、山根　昇議員の反対討論でありました。

続いて、原案に賛成者の発言を許します。

1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君）　第122号議案、平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

まず最初に、後期高齢者医療制度そのものについてであります。平成21年去年の11月12日、臨時国会におきまして長妻厚生労働大臣が所信表明演説で後期高齢者医療制度につきましては、これを廃止します。廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、高齢者医療制度改革会議を設置しましたと述べました。その検討に当たっての基本的な考え方として後期高齢者医療制度は廃止する。二つ目は高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。三つ目が年齢で区分するという問題を解消します。などを挙げておりまして、現在、制度の問題

点を十分認識した上で既に検討が進んでいる段階であります。そのスケジュールも示されておりまして、8月には中間取りまとめを行うとのことで、現在、複数の制度案が検討されておりまして、反対議員もご承知のことと思いますが、その有力案がこのように新聞にも既に報道されております。今年末には最終取りまとめをした上で、来年の春には法案を成立させ、法案成立後、すぐに実施ということはできませんので、準備期間2年を置いて平成25年4月から新しい高齢者医療制度を実施させたいとしております。

次に、保険料についてでございますが、その基準は2年ごとに見直しをされておりまして、22年、23年度については、その上昇を抑制するという趣旨で、21年度末の剰余金見込額67億円全額と財政安定化基金を取り崩して21億円、合計88億円でもって均等割額を据え置くとともに、所得割額率を0.16ポイントの上昇に抑え込んでおります。それによりまして、宍粟市での被保険者1人当たりの平均でいいますと、抑制策を講じなかった場合には3,000円以上のアップになるところを258円で抑えております。

以上述べましたように、現行制度に問題点があるといいたしましても、制度改正作業がどんどん進んでおる中で、現段階におきましては、この市の予算というものは制度に基づいて作成されておりますもので、私は賛成したいと思っております。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第122号議案の採決を行います。

第122号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第122号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第122号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第123号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番、山根 昇議員。

- 15番（山根 昇君） 日本共産党宍粟議員団を代表して第123号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

本介護保険の特別会計には3億円を超える積立金があります。この財源、本当に保険料の軽減に速やかに使うことによって、生活に困っておられるお年寄りの方々の保険料軽減に充てるべきだと思います。

また、入所施設の待機者が多数おられます。このままでは保険あって介護なしの状況であります。早急に特別養護老人ホームの増設に取り組むべきことを提案をして討論といたします。

以上であります。

- 議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、高山政信議員。

- 3番（高山政信君） 第123号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対して賛成の立場で討論をいたします。

本案は、第4期介護保険事業に基づき予算を計上されております。本市においても介護保険事業の現状は高齢化が進む中、要介護認定者の出現率も増加の傾向にあり、介護保険総事業を増大させておりますが、一般会計からの繰り入れ並びに基金繰り入れとも前年度対比1,730万円の増で、負担者軽減を図っており、また認知症対応グループホーム、1ユニット9床及びショートステイ20床の基盤整備事業に着手し、施設入所待機者の解消に向けての努力もなされており、新年度においては実情に沿って効率的で安定的な予算編成をしているものとし、賛意を表するものでございます。

何とぞ議員各位におかれましてはご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、賛成討論を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

- 議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、第123号議案の採決を行います。

第123号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第123号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第123号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第124号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第124号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第124号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第124号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第125号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第125号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第125号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第125号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第126号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第126号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第126号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第126号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第127号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第127号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第127号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

第127号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第128号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第128号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第128号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第128号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第129号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第129号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第129号議案については、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

第129号議案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時40分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

小林健志副議長、岡崎久和議員並びに西山市民局長より本会議を早退する旨届けが提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第2 発議第9号

○議長(岡田初雄君) 日程第2、発議第9号、宍粟市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

これより上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

12番、木藤幹雄議員。

○12番(木藤幹雄君) それでは、発議第9号、宍粟市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。



地方自治法の一部を改正する法律、平成20年6月18日法律第69号が公布されたことに伴い、議会活動の範囲を明確にするため、宍粟市議会会議規則の一部を改正するものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第9号は委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第9号は原案の通り可決されました。

日程第3 発議第10号

○議長（岡田初雄君） 日程第3、発議第10号、宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この際、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、12番、木藤幹雄議員。

○議会運営委員長（木藤幹雄君） 発議第10号、宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。

宍粟市組織条例の一部改正に伴い、一部の常任委員会の所管事項について、規定を整理するためであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第10号は委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第10号は原案の通り可決されました。

日程第4 発議第11号

○議長（岡田初雄君） 日程第4、発議第11号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書についてを議題といたします。

この際、総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） それでは、発議第11号につきまして説明させていただきます。

宍粟市議会議長、岡田初雄様。提出者、総務文教常任委員会委員長、大上正司。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書の提出について、上記のことにつきまして、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

理由といたしまして、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国をはじめ各国の政府が核廃絶に取り組むことが必要であります。

そこで、世界で唯一の原子爆弾の惨禍を経験した広島・長崎市が主催する平和市町会議、国内で570都市、国外で2,992都市が加盟されているそうですが、その会議では2020年までに核兵器廃絶を目指す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表し、核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示されていますが、この「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が本年5月に開催が予定されておりますNPT（核不拡散条約再検討会議）に議題として提案され、採択されるよう日本政府が努力し、主導的な役割を果たすよう国会及び政府に対し意見書を提出し、要請するものであります。

何とぞご理解を賜りまして、賛同いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第11号は委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第11号について採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

発議第11号は原案の通り可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第5 発議第12号

○議長(岡田初雄君) 日程第5、発議第12号、核兵器廃絶・平和都市宣言に関する決議についてを議題といたします。

この際、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、12番、木藤幹雄議員。

○議会運営委員長(木藤幹雄君) 発議第12号、核兵器廃絶・平和都市宣言に関する決議について、提案理由の説明をいたします。

世界の火急平和実現のため、核兵器を廃絶することは人類共通の願いであり、緊急の課題であります。

およそ65年前、広島と長崎にもたらされた惨劇と悲しみを私たち日本人は決して忘れることはできません。そして、この貴重な経験の享受を世界に発していく義務を持ちます。しかしながら、核による人類滅亡の驚異はますます広がりを見せており、核兵器による新しい軍事技術の開発が続けられています。「人と自然が輝きみんなでつくる夢のまち」を目指す宍粟市民は、人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう平和を愛するすべての国の人々とともに、人類の安全と生存のため、不断の

努力を続けなければなりません。日常生活の中で、ともすれば忘れがちになるこれらの驚異を常に自覚し、いかなる場合も正しい言動が選択できるよう、宍粟市議会は核兵器廃絶・平和都市宣言をいたします。

それでは、宣言文を朗読いたします。

#### 核兵器廃絶・平和都市宣言

恒久平和は、私たち人類共通の願いであり、広島、長崎の惨禍を二度と再び繰り返してはならない。

宍粟市は、市民ひとり一人の先人を偲ぶ悲しみと平和を願う心を集め、ここに核兵器廃絶・平和都市を宣言する。

平成22年3月26日

#### 宍 粟 市 議 会

議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第12号は委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第12号について採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

発議第12号は原案の通り可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました決議の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

決議の取り扱いは、議長に一任されました。

市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 先ほど木藤議会運営委員長から発議がありました核兵器廃絶・平和都市宣言に関する決議につきまして、市としましての意見を述べさせていただきます。

このたび、議会提案として「核兵器廃絶・平和都市宣言」が発議されたところですが、この発議理由にありました「世界の恒久平和実現」は、まさに人類共通の願いであると思っております。

また、かけがえのないふるさとを誇りとし、未来に輝く宍粟市の創造をめざして、豊かな自然・先人の知恵、支えあいの和・かがやく笑顔を、それぞれ守り、伝え、大切にし、育てていくことを「市民憲章」として定めたところであり、この誓いが世界平和の達成なくしてはあり得ないことも常々思っているところであります。

こうした思いから、このたびの発議につきましては、市民一人ひとりの生命・権利が保障される取り組みに大きく結びつくものと判断されるものであり、市としましても、宣言の決議に賛同の意を表するところであります。

以上であります。

○議長(岡田初雄君) ご賛同ありがとうございました。

日程第6 所管事務等調査について

○議長(岡田初雄君) 日程第6、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付する決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

---

午前10時59分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員長から発議第13号が提出されました。

お諮りします。

発議第13号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ご異議なしと認めます。

発議第13号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第13号

○議長(岡田初雄君) 追加日程第1、発議第13号、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、12番、木藤幹雄議員。

○議会運営委員長(木藤幹雄君) 追加日程第1、発議第13号、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

平成20年に地方自治法の一部が改正されましたことに伴い、議会活動の範囲を明確にするため、宍粟市議会会議規則を一部改正し、議員協議会等の会議を公の会議として位置づけることにより、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、費用弁償の範囲を明確にすることと、公務災害の範囲を拡大するものであります。

また、この条例に現状にそぐわない表現があり、今回の改正にあわせて「議会の招集に応じ、または」を削除するものであります。議員各位のご賛同を賜りますよ

うお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第13号は委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第13号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

発議第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終わりました。

今期定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしましたので閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第34回宍粟市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦勞さまでございました。

第34回宍粟市議会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。



卯月4月を前に播磨の里、南の里からは春の花だよりが届いてまいります。宍粟南の山崎も桜のつぼみが心なしか丸みを帯びてまいりました。一輪また一輪と花開きかけています。それでも南北に長い宍粟の春は北の大地に冷たい雨を降らせ、それはみぞれに変わり、雪となり、少し膨らんだつぼみをかたくしてしまいました。なごり雪は春の始まりをかたくなに拒み続けているようであります。

私たちが自然の一員として与えられた環境の中で生きとし生きることその役目を果たさなければと考えます。とりわけ、自然に優しい人であること、自然もまた人に優しい山、川であることを願わずにはられません。

今期定例会は去る3月1日に招集されて以来、本日まで26日間という長い会期でありましたが、宍粟市誕生からちょうど5年が経過し、その総括や反省の上に立った6年目の大切な予算が特別委員会の熱心な協議を経て可決されましたことは、市政発展のため、この上なく喜ばしいことと存じ上げます。

当局におかれましては、本議会予算委員会の中での議員各位の質疑、質問は、それぞれ市民の声として捉えられ、市政執行に遅滞なく最大の努力を望むところであります。

この5年間を振り返るとさまざまなことがありました。行政改革という至上命題のもとに、多くの職員が職場を去っていきました。いち早く新庁舎建設の必要性が議論され、5年目当初に機能を重視した立派な庁舎で業務を開始することができました。白谷市政から田路市長へと移るときには、町のと時から長年頑張ってきた10名の議員が勇退され、5名のフレッシュな新人議員を迎えることになりました。

そして、未曾有の豪雨災害があり、復興に向けた職員や市民の目覚ましい奮闘を目の当たりにしましたが、残念なことに、し尿券不正処理問題が発覚し、ついに逮捕者まで出すことになってしまいました。やはり平成22年度、合併6年目はこの不正問題に決まりをつけることから始めなくてはなりません。発覚以来、議会も注視してきたこの問題を刑事事件の解決は別にしても、行政内部でしっかりと決まりをつけることによって、市民の信頼を回復し、道半ばの災害復旧をなし遂げ、少子高齢化社会に対応する柔軟な足腰と組織力を持つ宍粟市へと高める道筋を今こそ切り開くときであると考えます。

二元代表制を標榜する宍粟市議会もこの問題に目をそらすことなく、議員各位におかれましては、ますますのご健勝と議会活動へのご精進、ご精励あわせて議会運営に対しましてのご協力、ご指導をお願い申し上げ、言葉足りませんが、閉会のあ

いさつといたします。ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 第34回宍粟市議会3月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月も2月中旬より引き続いて穏やかな暖かい日が続き、市内においても桜の開花の便りが聞かれ始めるなど、既に春本番を迎えた感じとなってまいりました。

来月になりますと、やや大きめの制服に初々しさを漂わせて通学・通園する子どもたちに心和む思いを覚えることとなりますが、一方では、大変厳しい就職事情があり、就職氷河期と呼ばれた20年前の就職内定率を下回る雇用情勢ともなっております。この要因は、さまざまなものと考えられますが、やはりその最大は経済の低迷であると思います。

このような中で、宍粟市におきましては、起業家支援、産業立地促進など農林商工業の振興施策を起爆剤に、産業の活性化とそれによる雇用確保に取り組むことといたしており、関連する議案についても、本定例会でご承認をいただいたところであります。

これからは、気温も暖かくなり、天候も安定してくることから、国・県をはじめ、市の災害復旧工事も一段とその進捗度合いを増してくると思います。

このような中、既に新聞等においてもご確認をいただいていると思いますが、先日3月12日には、旧一宮町区域並びに旧千種町区域における台風9号災害公共施設災害復旧事業に対する激甚災害指定が決定し、約2億2,200万円の補助金が増額されることになりました。また、3月16日には総額11億1,989万2,000円の特別交付額が決定をいたしました。そのうち災害分としては約2億8,000万円が含まれております。これらの決定により、市の財政事情も助かることとなり、より一層、災害復旧事業の進捗が図られるものと感謝するところであります。

さて、今月1日から開会されました第34回定例会も岡田議長、小林副議長をはじめ議員の皆様のご精励により、全議案が滞りなく議了いたしましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、先ほど述べました産業振興関連条例を改正する条例のほか、人権擁護委員候補者の推薦に係る議案、市組織条例の一部を改正する条例、市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、市特別職・教育長・一般職の給与等に関する条例、平成21年度補正予算、そして、「創造と挑戦」と位置づけ、5つの重点施策を中心に、「市民による宍粟市づくり」の実現を目指して編成した平成22年度当初予算等々、多くの議案につきまして慎重にご審議をいただき、適切

なご議決をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

来週からは、いよいよ新年度がスタートいたしますが、施政方針にも述べました、「市民が実感できる魅力ある宍粟市の創造」に向けて、市議会の皆さん、そして市民の皆さんと手を携え、知恵を結集して、創意と工夫に満ちた魅力あるまちづくりに果敢に挑んでまいり所存であります。

議員各位には、今後とも市政の運営に一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、季節の変わり目、皆さんのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

(午前 11 時 12 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 山 下 由 美

宍粟市議会議員 岡 前 治 生